

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている方が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則3-1-3】

当社は、気候変動によるリスク・機会分析の結果を踏まえ、以下の戦略・取り組みを推進してまいりました。

- ・2021年度にオフィス面積を約42%削減したことより、電力消費量及びCO2排出量を約50%削減しました。
- ・2020年度より電子契約を全社導入し、当事業年度において契約書面に係る紙排出量を75.3%削減しました。

また環境への取り組みにおいては、当社のサステナビリティに関するコンテンツ及び当社グループにおいて環境に関する教育を提供することにより、1歳から経営者までの全年齢の顧客様への気候変動への理解を推進しています。今後は、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に賛同し、自社に影響のあるリスクと機会について、分析し適切な開示を検討してまいります。

その他「サステナビリティについての取り組み」「人的資本、知的財産への投資等」「知的財産への投資について」は、後記【補充原則3-1-3】をご参照ください。

【補充原則4-1-3】

当社は、後継者となりうる人材の育成、確保については、取締役会において議論を行っておりますが、具体的な継承プランの策定については今後の課題であると考えております。

【補充原則4-2-1】

当社は、経営陣の報酬を業績に連動させることは、持続的な成長にむけたインセンティブになるものと理解しております。なお、今後は、引き続きその効果の検証を行い、効果が見込める場合は自社株報酬やその割合など、より持続的な成長に寄与すると考えられる役員報酬制度を検討してまいります。

【補充原則4-2-2】

後記【補充原則3-1-3】に関する記載をご参照ください。

【原則4-3】及び【補充原則4-3-1】

後記【原則4-10】及び【補充原則4-10-1】に関する記載をご参照ください。

【補充原則4-8-1】【補充原則4-8-2】

独立社外取締役のみを構成員とする会合の定期的な開催及び筆頭社外取締役の選定につきましては、今後の当社の事業規模、取締役の員数、役割等を考慮・勘案しながら、連携強化の体制整備を検討してまいります。

【原則4-10】及び【補充原則4-10-1】

独立社外取締役のみを構成員とする会合の定期的な開催及び筆頭社外取締役の選定につきましては、今後の当社の事業規模、取締役の員数、役割等を考慮・勘案しながら、連携強化の体制整備を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。

今後も当社は同株式を保有しない方針であります。

【原則1-7】

当社では、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。また、「関連当事者管理規程」を制度的に運用しております。

【補充原則2-4-1】

当社では、国籍・性別・年齢・入社形態に関わらず、人材の採用・役職への登用を実施しております。女性従業員の割合は63.0%、管理監督職に占める割合については約36.4%となっております(2025年3月31日時点)。国内グループ全体では、約30カ国にわたる多国籍な人材で構成されており、男女比率は3:7と、一定の多様性を確保しております。また、女性管理職の割合は、国内グループ会社で51.7%、国外グループ会社で64.7%と、高い水準を維持しており、国内グループ全体としての女性管理職比率50%の目標は達成いたしました。

今後は、この実績を維持・向上させるとともに、当社単体における女性管理職比率についても、2028年度までに40%とすることを目標に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

【原則2-6】

当社は企業年金の運用等の制度はなく、財務状況への影響はありません。

【原則3-1】

1. 経営理念等

当社の経営基本方針及び経営戦略、当社ウェブサイト及び決算短信において開示しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、有価証券報告書「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び本報告書の「1. 基本的な考え方」において記載しておりますのでご参照ください。

3. 取締役等の報酬等については、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮のうえ中期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して決定した後、監査等委員会において承認を得ております。

4. 経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名にあたっては、2025年4月に当社が策定した「取締役選定基準」に基づき、候補者の人望・品格・倫理観に加え、経営判断力・リスク管理能力・監督能力などを総合的に評価しております。取締役会全体としてのバランス(多様性、専門性、独立性など)を考慮しつつ、当該基準に則って適切な人選を行い、取締役会での協議・決定を経て最終的に指名いたします。

また、監査等委員である取締役の候補者については、財務・会計の知見や経営監督に資する見識を備えているかを重視し、監査等委員の同意を得た上で、同様に取締役会にて決定いたします。

なお、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と捉えており、選任基準およびプロセスの透明性・客観性を確保しながら、今後も適切なガバナンス体制の維持・向上に努めてまいります。

【補充原則3-1-3】

1. サステナビリティについての取り組み

当社は、サステナビリティについての取り組みを当社ウェブサイト及び有価証券報告書において開示しております。今後、更に経営戦略・経営課題との整合性を意識した具体的かつ分かりやすい情報の開示ができるよう取り組んでまいります。

2. 人的資本、知的財産への投資等

人的資本への投資について、当社は、「世界で活躍する人材を育成する」ことをミッションとして掲げ、人々が自身の能力を最大限に発揮し、世界で活躍しつづけることを支援してまいりました。当社は、人的資本を重要な資源と位置付け、組織の成長と競争力向上において不可欠な要素として認識しています。人的資本である社員の成長への機会提供・育成として、当社では社内のコンテンツの受講を推奨しており、当社においては一人当たり年間137.8時間(正社員)のコンテンツ受講を実現しております。語学・リーダーシップ・論理的思考などのコンテンツが受講可能となっております。特に毎週120分間配信している「大前ライブ・アワー」においては、時事問題の本質を考える内容と共に、RTOCS(Real Time Online Case Study)では実在する企業を取り上げ経営課題を考えるコンテンツとなっており、社員自らが成長し活躍できる人材となる機会を提供しております。また当社ではMBAの受講制度を導入しており、これまでに本制度を利用して3名の社員がビジネス・ブレイクスルー大学大学院でMBAを取得し、1名の社員がBOND-BBT MBAプログラムでMBAを取得いたしました。当事業年度においては1名の社員がBOND-BBT MBAプログラムを受講中です。

3. 知的財産への投資について

当社は、創業以来、革新的なオンライン教育システムによる双方向性を確保した質の高い教育を提供することを目指し、対話と集合知を重視したオンライン学習プラットフォームや19,000時間超のコンテンツ・ライブラリー、オンライン教育の設計・開発・運営ノウハウ、グローバル人材育成の為の各種カリキュラム体系などを企業価値へ変換するために、積極的な投資を行ってまいりました。今後も、教育コンテンツの充実を継続的にを行い、新たな価値と競争力を創出し、事業成長を実現いたします。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令に定めのある事項や定款、「取締役会規程」に記載の事項について決議しております。その他の事項については、業務執行責任者及び部門長の職務権限、職務分掌等について社内規程において明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役の選任にあたって、企業経営等における豊富な経験、実績と高い知識、知見を有していることを重視しております。独立性の判断基準においては、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない者としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、経営に対する多角的な視点を確保し、的確かつ迅速な意思決定およびリスク管理体制を実現するため、豊富な知識と実績を有する人材によって構成されています。取締役の専門分野は、起業、コンテンツ開発、テクノロジー、財務会計、国際教育(初等中等)など多岐にわたっており、取締役会全体としてのバランスのとれた構成を目指しております。当社では、取締役会規程により社外取締役を1名以上選任することとしており、現在、取締役7名中3名が社外取締役です。今後も、知識・経験に加え、性別や国際的なバックグラウンド等も考慮し、多様性を確保した構成に努めてまいります。

また、取締役候補者のスキルや知見を可視化する目的で、スキル・マトリックスを作成し、株主総会招集通知に掲載しております。これにより、株主の皆様への説明責任を果たすとともに、透明性の高い指名プロセスの実現に努めております。なお、取締役の選任については【原則3-1】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査等委員の他の上場会社の役員との兼務状況について、有価証券報告書及び「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-11-3】
当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。実効性評価は、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。
2024年4月に取締役会の構成員である全ての取締役・監査等委員を対象にアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することによって匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2024年7月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。今回の評価結果としては、当社取締役会は実効性があると結論付けております。
また、2025年4月も同様に全ての取締役を対象にアンケートを実施しており、2025年6月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行う予定であります。
今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで対応し、取締役会の機能を高める取組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）は、それぞれ必要な知識、役割及び責務の理解を積極的に深めるよう努めております。

【原則5-1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うよう努めております。株主との対話は、IR・広報責任者である常務執行役員が対応するとともに、IR・広報部門が、各部門及び各子会社からの情報を統括するなど対話を補助する体制を整えております。また、定期的な投資家向け説明会の開催、ウェブサイト、株主向け機関紙による情報発信やアンケート調査などを行っております。対話を通じた株主等からの意見については、経営陣幹部や取締役会が適宜に共有する仕組みを構築しております。なお、対話に際しては、当社の「内部情報管理規程」に基づきインサイダー情報の管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大前 研一	4,800,300	34.62
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	1,200,000	8.65
上原 俊彦	450,100	3.24
久保 博昭	240,000	1.73
酒井 拓	227,200	1.63
伊藤 泰史	200,200	1.44
宮本 雅史	198,000	1.42
大西 寛	171,500	1.23
日森 潤	169,700	1.22
村井 純	166,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

(注) 当社は株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、(株)日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託E口」という。)が当社株式1,200,000株を保有しております。信託E口が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鎌田 由美子	他の会社の出身者											
志村 晶	他の会社の出身者											
大竹 弘	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 由美子		○	——	同氏は、新規事業開発や顧客サービス分野において企業経営並びに業務執行の豊富な経験と知見を有しており、当該知見を活かして特に新規事業等に関する観点から当社の業務執行や経営の監督に対する助言等をいただくことを期待し選任しております。
志村 晶	○	○	——	同氏は、これまで経営された技術系企業におけるエンジニア的見地を今後当社がシステム開発面を強化していくにあたり当社の経営を適切に監督してもらうべく、引き続き専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し選任しております。
大竹 弘	○	○	——	同氏は、(株)ハッチ・ワークなどにおいて代表取締役として豊富な経営経験を有しており、また不動産、コンサルティング、食品等の分野における幅広い知見と実務実績をお持ちです。さらに、(一社)ハラル・ジャパン協会副理事、不動産活用ネットワーク会長など、業界全体への貢献もされております。これらの経験を活かし、特に経営戦略といった観点から、当社の業務執行に対する監督・助言を行っていただくことを期待し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査等委員会の職務を補助するものとしております。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)、所属部門責任者(内部監査部門責任者)等の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告を受け、会計監査に重要な影響を及ぼすと判断される事項については、会計監査人に対して意見を求め、また適時、適切に情報を提供するように努めるなど、率直な意見交換を行うことで、会計監査人との連携をはかっております。この意見交換の際には、必要に応じ内部監査部門の責任者も同席しております。内部監査部門が実施する内部監査結果は、速やかに社長へ報告するとともに、監査等委員会へも報告を行い、監査等委員会からその監査結果に対する意見を頂いております。また、毎期の内部監査計画を策定する段階で、監査等委員会に内部監査の年間計画と実施状況の説明を行い、互いに情報を伝達し、十分な意見交換、問題の共有を図るなど内部牽制の有効性を検証し、内部監査の質の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2025年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

【役員報酬】

取締役(社外取締役を除く。): 7名 72百万円

社外取締役: 3名 15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、毎年の業績や会社に対する業績面、コンテンツ制作面、運営管理面に関する貢献度、他社報酬等の平均額などを勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を原則とし、監督機能等を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を原則として支払うこととする。毎年の業績を鑑み、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬を付与する場合がある。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役と非常勤取締役及び社外取締役の別に各職責を踏まえた適正な株式報酬の内容、数の割当を行うこととする。また、譲渡制限付株式を割当てる時期は、原則7月とし、その条件の決定を原則6月の定時株主総会後に開催される取締役会において決議するものとする。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、原則として基本報酬額とし、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、基本報酬年額の2分の1の範囲内を目安とし取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

なお、取締役に対する報酬限度額は2019年6月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内)、監査等委員である取締役に対して年額50百万円以内と決議されております。取締役に対する譲渡制限付株式の割当限度は2019年6月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)、監査等委員である取締役に対して年額10百万円以内と決議されております。2025年3月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して決定した後、監査等委員会において承認を得ております。監査等委員である取締役については、監査等委員会において監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査等委員会の職務を補助するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

会社の機関の内容及び内部統制・リスク管理体制の整備の状況(2025年6月26日現在)

・取締役会

取締役会は4名の取締役(監査等委員である取締役を除く。うち2名が常勤取締役、2名が非常勤取締役(うち1名が社外取締役))及び監査等委員である取締役3名(うち2名が社外取締役)により構成されております。また、社外取締役3名全員を東京証券取引所に独立役員として届出ております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(提出日現在の体制 代表取締役社長柴田巖(議長)、取締役副社長政元竜彦、取締役鎌田由美子(社外取締役)、取締役大前創希、常勤監査等委員徳永裕司、監査等委員志村晶(社外取締役)、監査等委員大竹弘(社外取締役))

・監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、うち2名が社外取締役であり、うち1名が常勤監査等委員であります。常勤監査等委員は経営会議に出席し、十分な情報に基づいて経営全般に関し幅広く検討を行っております。監査等委員会は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。また、監査計画に基づく監査の実施状況や各監査等委員からの経営情報を共有化するなど、監査等委員間のコミュニケーションの向上により監査の充実を図っております。

(提出日現在の体制 常勤監査等委員徳永裕司(委員長(取締役))、監査等委員志村晶(社外取締役)、同大竹弘(社外取締役))

・経営会議

当社では、原則として月1回、常勤取締役、各部署の責任者及び常勤監査等委員が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

- ・監査法人等
当社は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人から意見を聞くなど協力体制を構築し、内部監査の実施や社内規程をはじめ、「コンプライアンスマニュアル」などの内規を整備するなど、リスク管理を徹底し、当社の役員や社員へ法令遵守の重要性を啓蒙することによりコンプライアンスの向上に努めております。
- ・会社情報管理体制
当社では、「内部情報管理規程」を策定し、この規程に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。重要情報が発生した場合、当該事実を認識した部門から速やかに総務部に情報が集約され、全社の情報開示責任者である総務部が属する本部の本部長への報告・事実確認手続きを行っております。また、各部門の部門長は、各部門における情報管理責任者として、全社の情報管理責任者と連携して内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性の認識・浸透を図っております。
- ・子会社の業務の適性を確保するための体制
当社では、「関係会社管理規程」及びグループ子会社等の職務執行に関する規定を整備するとともに、当社幹部が各子会社の取締役等を兼務し、当社の経営会議において各子会社から業務の遂行状況、財務状況等の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行っております。また、各子会社においても当社の体制に準じたリスク管理体制、コンプライアンス体制の構築を進めており、各子会社の業務を適切に管理する体制整備に努めております。
報酬に関しましては、毎年の業績や会社に対する業績面、コンテンツ制作面、運営管理面に関する貢献度、他社報酬平均額等を勘案し、取締役会において評価・決定しております。なお、報酬、指名、コンプライアンス等の各種委員会は設置していません。
また、当社の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役による社外の視点を入れた監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断し、社外取締役3名を含む取締役7名で構成される取締役会と社外取締役2名を含む取締役3名で構成される監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、多くの株主の皆様にご出席頂けるよう集中日を避けるよう留意して設定しております。なお、2025年3月期の株主総会は2025年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月23日開催の定時株主総会より議決権行使コード及びパスワードを入力する方法とQRコードを読み取って議決権を行使することができる「スマート行使」を導入し、インターネットによる議決権行使を可能とすることにより、株主の利便性を高め、議決権行使比率が向上するよう電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月22日開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加し、機関投資家の議決権行使環境向上に向け取組みました。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、当社ウェブサイト内に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、適時開示にあたって基本方針を定め、当社ウェブサイト内のIR情報のページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。 IR情報: https://www.bbt757.com/ir/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け定期的説明会を適時開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を定期的(年4回程度)に開催しております。決算発表後に収録動画による決算説明会をオンライン配信しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内のIR情報のページにおいて、各種開示資料、決算短信、有価証券報告書、決算説明動画、決算説明会資料等を掲載しております。 IR情報: https://www.bbt757.com/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務はコーポレート・コミュニケーション部が担当し、担当者を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理規程」、「役職員倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル」において、各ステークホルダーの立場の尊重を規定し、社内周知の徹底に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	質の高い教育をすべての人に提供する活動の一環となる奨学金制度の新設にも取り組み、ビジネス・ブレイクスルー大学において、日本プロ野球選手会、日本ラグビーフットボール選手会それぞれとアスリートの教育分野で協定を締結し、スポーツマンのセカンドキャリア奨学金を開始しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等に基づく法定開示や東証証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則って適時適切な情報開示に努めております。また、当社は「企業倫理規程」、「役職員倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル」においてもステークホルダーに対する企業情報の提供について規定し、社内周知の徹底に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を整備するとともに、内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、全社的な業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

監査等委員会が監査等委員会規程に則り策定する各事業年度の監査計画に基づき、適法性監査及び妥当性監査を推進する体制とするが、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他事項が発生した場合は、その都度取締役会において審議決定する。

常勤監査等委員は重要な会議への出席ができるものとする。また、取締役その他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに業務及び財産状況を調査できるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、コンテンツ、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に則り、原則月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役及び使用人による効率的な職務執行の確保、責任権限に関する事項を明確にするため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、取締役及び使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

5. 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程及びグループ子会社等の職務執行に関する規程を定め、各子会社の業務を適切に管理する。また、当社幹部が各子会社の取締役を兼務し、各社から業務執行状況の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行うものとする。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、業務の遂行状況、財務状況等を定期的に当社の経営会議において報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社は、各子会社において当社の体制に準じたりスク管理体制を構築し、これを維持する。

(3) 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われていることを確保するための体制

各子会社の業務運営については、必要に応じ子会社との会議を企画し、意思の疎通を図るものとする。

各子会社が重要な経営判断を行う場合には、当社と事前に協議するものとする。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確認するための体制

各子会社は、各子会社において通報制度の整備、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し、運用する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を社内には置かず、必要に応じて監査等委員会から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査等委員会の職務を補助するものとする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、所属部門責任者(内部監査部門責任者)等の指揮命令を受けない。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益は取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項又は発生する恐れある事項、内部監査の実施状況などを速やかに報告する。当社は、当社の監査等委員会及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び各子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、経営上の重要な課題について報告を求めることができる。また、監査等委員会は、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。また、社内規程にその旨を明文化し周知徹底を図るとともに、弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、組織的に対応できる体制を整備するものとする。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要（模式図）】



